

建設業者の皆さんへ

平成24年度 公共工事の入札契約制度の改正について

平成24年4月より次のとおり改正します。

- (1) 請負契約書が改正になりますので、契約書作成の際は必ず条項末尾の（最終改正 平成24年4月1日）の文字を確認してください。変更内容は、法律条文が変わったことに伴うものです。
- (2) 地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の改正について
地域建設業経営強化融資制度の事業期間を平成25年3月31日まで延長します。
- (3) 現場代理人の常駐義務取り扱いの変更について
「現場代理人の常駐義務の取り扱い」については次の通り変更します。
他の工事との兼任を認める基準金額が2500万円未満から1000万円未満になりましたので、ご注意下さい。

改正後	現行
(2) 他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ①兼任は2箇所までとし、いずれも請負額1千万円未満であること。 ②工事発注課が同一であること。	(2) 他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ①兼任は2箇所までとし、いずれも請負額2千5百万円未満であること。 ②工事発注課が同一であること。

改正事項については、平成24年4月1日から適用します。ただし、現場代理人の常駐義務の取り扱いについては平成24年4月1日以降、新規に契約する案件から適用します。